

第 8 回 新城地域協議会 会議録（要約）

日 時	平成 26 年 1 月 20 日（月） 午後 7 時 ～ 午後 9 時 50 分
場 所	旧新城市民体育館 1 階 第 1 会議室
出席者	委 員 21 名 （欠席者なし） 事務局 3 名
傍聴人数	2 名
次第	1. 開会 2. 議事 （1）空き家対策の諮問に係る答申について （2）平成 26 年度地域活動交付金募集要項について （3）平成 26 年度地域協議会について
<p>1. 開会 本日の会議成立の報告及び会議録署名委員の指名。</p> <p>2. 議事 （1）空き家対策の諮問に係る答申について 平成 25 年 9 月 21 日付けで、市長から空き家対策に関する諮問について、行政区ごとに実施した空き家等現況調査の結果を基に、空き家の問題点、空き家の望まれる解決方法に盛り込む答申の内容を検討した。 ＜主な意見等＞</p>	
委員	空き家にもレベルがある。管理されている空き家は、電気、ガス、水道などが設備されているが、何もない場合もあります。また、侵入しやすい空き家があることが危険であると感じました。何が危険かということと火災です。今後、どのように管理するかという問題点だと強く感じました。
委員	駅前にある空き家の 10 数件が栄町線の計画に絡んだもので、所有者も手を付ける気はないという状態で大きな課題です。もう一点は、通りの空き店舗が目立っている状況です。何とか活用できる方法を、まちとしても、区としても考えなければなりません。
委員	かなりの数の空き家がありますが、身内の方が窓を開けるなど管理してくれていますので心配はないと思いますが、そういう中でも築年過多の危険な家屋もあります。心配するところですが、身内の方にも、あまりこちらから無下に言葉もかけられないということもあります。
委員	空き家対策は、市街地の活性化というキャパの中で動いていくの

	<p>ではなく、市の住宅政策としてインフラ整備とともにまちをつくっていくという方向の中で、条例等を制定していくというようにしないと難しいのではないかと。</p>
委員	<p>やはりこういう機会に、空き家対策の部署をつくって本格的に取り組んでもらわないとなかなか解決しないと思いますので、真剣に考えていただきたい。</p>
委員	<p>空き家でも、補修等すれば住むことができる建物がありますが、子どもが住むのには十分だと考えるリフォームではなく、若者が入ってくれるようなリフォームが必要ではないかと思います。</p>
委員	<p>まちのメイン通りに空き地や空き家があり、美観的に悪い状況ですので、土地を含めて空き家の活用方法を考える必要があると思います。</p>
会長	<p>空き地、空き店舗等について、付帯事項という形で、具体的なお話があればお願いしたいと思います。現在、空き店舗は個人商店が多く難しいですが、どのように考え、どうしたら良いのか。空き地にはどんな問題点があり、活性化のためにどんな知恵があるのかということがあれば伺っておきたいと思います。</p>
委員	<p>現在ある空き店舗を「誰でも利用できる店」のような利用はできませんか。要するに、空き店舗を利用して何かを売るといった場合に、その場所を借りることのできるギャラリー風な場所。常設的に誰でも利用できるような場所として空き店舗が利用できれば、たくさん人が集まるのではないかと。</p>
委員	<p>ちょっとしたスーパーがなくなってしまい、おかずを買うところがなくなってしまった。ピアゴまで行くには大変であるので、そういう店ができれば良いと聞いています。</p>
委員	<p>空き店舗を利用するには、地域住民が考えて活用を図ることが基本であり、一番大事だと思います。来年度の自治区予算で行う大茶話会などで、この地域の空き家、空き店舗の対策などの機会を設けてみてはどうですか。時間がかかるかもしれませんが、地元のみんなで考えていくことが大事ではないかと思います。</p>
委員	<p>例えば商店街のシャッター通りの問題というときに、店が開いていないことの何が問題なのかということきちんと整理しないと。開いていないことが問題だからと言って、そこに店をといても、利用するお客さんがいなければ、またすぐに空き店舗になってしまいます。</p>
委員	<p>全国的に空き家が増えている一方で、長期優良住宅の建築を推進しており、政策の乖離がおきてしまっていると思います。自治体でも、コンパクトシティをつくるという中で、空き家も同時に解決し</p>

<p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p>	<p>ていくということで、新城市が住宅政策や活性化策をどういった思想の中で、コンセプトを持って進めていくのか、その方向性を出していただくことが大切だと思います。</p> <p>空き店舗は、住宅兼店舗の形が多いと思いますが、なかなか貸すように分離できないという問題にトイレの問題があります。空き店舗を利用するにあたっては、住居と店舗を独立したリフォームにしないと使い勝手が悪いものになってしまうと思います。</p> <p>新城地域自治区の区域では、若者の中には自分の生まれた町内に住みたいという意見が多く、同じ町内で家探しをすることが多いということです。しかし、空き地があっても、家が建てにくい形状で残ってしまっており、家を建てられないという問題があるようです。その土地だけで何とかするというのは、非常に難しい状況にあるので、周辺の土地と合せて住宅を建てられるような形状に変えていかないと、有効な活用策は見出せないと思います。</p> <p>空き地政策の中で、コンパクトシティ作りで空いた土地について、地域の人がみんなで緑を植えたという事例があります。景観を良くしていくということで、地域づくりの一環でやったわけですが、そういう事例も参考になると思います。</p> <p>空き地、空き店舗、空き家もそうですが、やはり所有者の考え方が大事だと思います。どのように思っているのか、市が所有者に対し、アンケートなどを行い、意向を確認するというのも1つの方法だと思います。</p>
<p>本日の議論を基に答申書案を事務局が作成し、次回の新城地域協議会で答申書を決定する。なお、空き家と併せて実施した空き地、空き店舗等の調査結果を踏まえた意見についても答申の中で言及していく。</p>	
<p>(2) 平成26年度地域活動交付金募集要項について</p> <p>地域協議会委員を対象に実施した「地域活動交付金に関するアンケート」の集計結果を基に、募集要項に係る項目について検討した。</p> <p>【検討項目】</p> <p>①事業開始時期 ②応募資格要件 ③交付金上限額・交付率</p> <p>④申請区分及び審査基準の考え方 ⑤その他意見（市民周知に関するもの）</p> <p>①事業開始時期について</p> <p><主な意見等></p>	
<p>委員</p> <p>会長</p>	<p>やはり、新しい役員が4月から始まるころが多いと思いますので、4月末では早い気がします。</p> <p>4月末で締め切っても、ゴールデンウィークの間は事務の流れが止まってしまう。申請者側は5月の中旬も使って計画できるということになりますので、5月中旬がベターだと思います。</p>

③交付金上限額・交付率

<主な意見等>

委員
事務局

補助率は、市で一本化した方が良いのではないですか。
地域自治区制度でありますので、地域の実情に合ったものとして、各地域で検討していただきました。新城地域自治区の特色としては、行政区が申請できないということになってはいますが、準備会では、市民の活動をまずは盛り上げていくということで、交付率が100%であっても良いのではないかという議論がありました。

委員

自治の確立ということで、それぞれで良いということもありますが、根本的なところは市で統一しておくべきだと思います。

委員

新規団体と既存団体を分けたらどうかという意見で、設立3年未満の団体には、とにかく多くの人にまちづくりに関わってもらいたいという趣旨で、応募のハードルを下げ、そのかわり金額を抑えるというもの。もう1つは、もう一歩上をめざす団体向けに、限度額を高めを設定しますが補助率は下げ、いくらかの自己負担を必要とするというものです。

委員

各地区の公民館設備に関する地域活動交付金の申請を見た区民から、公民館費を払う必要がないのではないかという意見が出てきております。公民館活動に関する申請は問題ないと思いますが、設備の改善が現行のままであると、区費の徴収の仕方まで議論しなければいけない状況が起こり得ると思います。

委員

私も当初は、公民館については懸念をしましたが、まだ制度施行したばかりですので、もう1年という猶予を付けて状況を見るということでどうですか。

委員

もう1年様子を見るということは構わないと思いますが、多くの公民館はもう古くなっており、今後、補修しなければならない箇所がさらに出る可能性がありますので、将来的には公民館の補修は遠慮した方が良いのではないかと思います。

④申請区分及び審査基準の考え方

<主な意見等>

委員

地域活動交付金に、単年の枠と複数年の枠があるのであれば構わないと思いますが、枠が1つであるので、毎回、単年度という考え方で審査して行けばよいのではないですか。

委員

事業内容そのものによりますので、分けずに審査すれば良いと思います。

会長

事業内容によっては、継続性・発展性ということが審査には当てはまらないものもある気がしますので、審査基準が申請内容に該当しないということにならないように検討を加えたいと思います。

⑤その他意見（市民周知に関するもの） ＜主な意見等＞	
委員	プレゼンテーションは、機械が苦手な人は、紙芝居でやったり、音楽関係の団体はその場で演奏したりと方法は多種多様であり、そういう工夫を団体のみなさんにはしていただければと思います。
会長	では、当然パワーポイントはOKであるし、団体の皆さんには、プレゼンの工夫についてもご案内するということで、事務局にもプレゼンのお手伝いできることはしてほしいと思います。
【検討結果まとめ】 ①事業開始時期 募集期間 4月1日から5月16日まで 審査会 5月下旬 事業開始時期 審査会実施後、交付決定の日から3月末 ②応募資格要件 現行どおり 16歳以上の者が3人以上参加する団体（行政区を除く。） ただし、うち1名は20歳以上かつ新城地域自治区在住在勤の者を含む。 ③交付金上限額・交付率 現行どおり 交付上限額 50万円 交付率 補助対象経費に対し100%以内 ④申請区分及び審査基準の考え方 現行どおり 審査基準を検討し、審査しやすい項目に修正する。（次回検討。） ⑤その他意見（市民周知に関するもの） パワーポイントの使用を認めるとともに、団体にはプレゼンテーションの創意工夫を促す。事務局が団体に積極的に協力する。	
（3）平成26年度地域協議会について 平成26年度の地域協議会の委員構成を運営要綱に明記することとなったので、現在の委員構成で良いか検討した。 【検討結果まとめ】 委員構成は現行どおり 各行政区から区長と区選出委員を1～2名選出する。 （最小18人～最大27人）	
3. その他	
会長から ・今年度で替わられる委員のある行政区については、新しい委員が残任期間を引き継ぐという形で手続きされていくことになる。また、多様な意見を反映できるよう委員の選出については、若者・女性の選出をご検討いただきたい。 ・中部区長会で、新しく委員になられる方の地域自治区制度勉強会を開催したい。その際には事務局にも出ていただきたい。	

【終了】